

福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日 時

平成23年3月4日(金) 午前10時27分開会 午前11時20分閉会

2 場 所

ふくしま中町会館 5階東会議室

3 議 事

「平太郎処分場増設計画に係る環境影響評価方法書」について

4 出席者等

- (1) 福島県環境影響評価審査会委員 9名
- (2) 事務局 5名
- (3) 傍聴者 5名

5 議事内容

(1) 「平太郎処分場増設計画に係る環境影響評価方法書」について

事務局より当該方法書に対する知事意見に盛り込む内容(案)について資料に基づき説明後、審議を行った。

意見及び質疑応答の要旨については、以下のとおり。

【委員】

1の(8)の遮水シートに関してであるが、岩手県内の処分場で遮水シートが破損した事例がある。今回の事業については、近隣に炭鉱跡地があるということや、宮城県沖地震が30年以内に発生することが想定されていることなどから、坑道跡の状況等はきちんと把握して、地震が起きた場合に耐性があるかなど評価する必要がある。少しでも地層がずれれば遮水シートの破損等につながってしまう。

坑道跡等の情報は、準備書まで示されないのか。

【事務局】

坑道跡の文献調査の状況については、前回の審査会(平成22年12月20日)で、委員から資料提出の依頼があったことから、事業者が現時点で把握している資料について提出してもらい、平成22年12月28日付けで各委員に送付している。

その資料を再度配付するが、事業者が調査した文献情報では、坑道跡は図面の青い点線のとおり走っており、縦坑については図面の印の2箇所となっている。文献の情報の他に、事業者が第1期処分場の工事を行った際に、図面の印に空洞が見つかったということであるが、関係機関と協議の上、適正に処置したとのことである。

これら文献情報等をさらに精査し、準備書には詳細に記載することを知事意見の(案)に盛り込んでいる。

【委員】

生態系の問題で言えば、コウモリ類は坑道跡などを好むことから、坑道を埋め

立てられると（コウモリ類の生息域がなくなり）困るということにはなる。

方法書には、コウモリ類の調査について具体的な記載はなかったように思うが、新たな坑道跡等が見つかった場合は、コウモリ類の調査を行うことが望ましい。

2の(4)「動植物について」では、夜行性鳥類の夜間調査だけが記載されているが、その他の動物についても幅広く読み取れるように記載した方が良い。

【委員】

方法書では、哺乳類についてはフィールドサイン調査やトラップ調査を実施すると記載されているが、バッドディテクターによるコウモリ類の調査については記載されていない。

おそらく文献調査では、希少種のコウモリ類の生息情報がないために、特にコウモリ類の調査を除外してしまっていると思われるが、調査を実施するべきである。

【委員】

坑道跡が近くにあるのだから、なおさら生息の可能性はある。

【事務局】

2の(4)の「動植物について」にコウモリ類等の調査について追加することとしたい。

【委員】

2の(4)の「動植物について」に、トウキョウサンショウウオの記載がないが、トウキョウサンショウウオについては、生息が確認されているが対策もするから、特に知事意見に記載する必要はないということか。

【事務局】

トウキョウサンショウウオについては、1の(9)に希少な両生類に対する対応として盛り込んでいる。

トウキョウサンショウウオについては、文献調査では、事業実施区域周辺での生息が確認されているが、前回の審査会で事業者は、事業所内でこれまで実物や死骸も発見したことがないと言っていた。

もし、これからの調査で発見された場合は、必要に応じて対策をすることを知事意見の（案）に盛り込んでいる。

【議長】

2の(3)の「水環境について」のアだが、人の健康に関する項目として平成21年11月の環境省告示で追加された項目は何か。

【事務局】

公共用水域については、1, 4 - ジオキサン、地下水については、1, 4 - ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1, 2 - ジクロロエチレン（これまでは、シス体のみが規制対象であったが、トランス体も含めた総和として規制対象となった）である。

これらが追加されているので、これらの項目についても調査、予測及び評価を

することを知事意見（案）に盛り込んでいる。

【委員】

ごく最近、環境省がさらに3～4項目を追加したという記事を見たが、これについてはどう扱うのか。

【事務局】

そのような情報は把握していなかったが、もし、さらに追加されている項目があれば、知事意見に追加することとしたい【審査会後確認：公共用水域の生活環境項目に、透明度、下層DO、大腸菌を追加することが現在検討されているが、告示等には至っていない】。

【委員】

現地調査の際、事業者に聞いたのだが、排水処理は20年くらい継続すると、その後は処理しなくて良い状態になるとのことだった。

将来的に処分場がどう管理されていくかが問題であると考えるが、事業者は最終処分場維持管理積立金制度により積立てを行っており、万一の場合、それにより対応すると言っている。

谷埋めの処分場は崩壊することも想定されるので、これに対する県としての方針（超長期的な展望）などはあるのか。

【事務局】

確かに将来にわたる不安というものがあるので、今回、1の(7)のとおり、埋立終了後の維持管理計画等についても準備書に記載することを知事意見（案）に盛り込んでいる。

また、いつまで管理すれば良いのかという点については、埋立終了後も事業者は水処理を続けていくのだが、水質が安定した段階で、許可権者に廃止の許可申請を行い、状況が妥当だと認められれば廃止が許可されることになる。

【委員】

処分場を閉鎖した後も、その土地は事業者所有の私有地であるということとは変わらない。

ある程度植生回復をしたからと言って、全く安定しているかという点については疑問が残る。

【議長】

その他の委員は、何か意見はあるか。

【委員】

特にない。

【委員】

方法書段階ではあるが、時期的、時間的、地点的あるいは手法的なものについて非常に希薄な方法書であったという感想をもった（2の(1)等として反映済）。

【委員】

特にない。

【委員】

特にない。

【委員】

稼働中のところ、これから建設するところ等重複して存在することとなるが、方法書を見ても、これは、どの状態のことを言っているのかがわかりにくいので、準備書ではもっとわかりやすく記載してほしい（1の(5)等として反映済）。

【議長】

宮城県の仙台市で、ガスが多量に発生し、住民等からの苦情が多く寄せられるなどしている最終処分場がある。

住民との関係は重要となってくるが、住民の方々の意識というのはどのようになっているのか。

【事務局】

この処分場については、前回の審査会で事業者から配付されたパンフレットによると、「過去には、地域の方から環境面での指摘を受けるなど、至らない点もあった」との記載があるが、現在においては周辺住民の方々とは良好な関係を保っているようであり、処分場増設についての反対はない（同意を得ている）と聞いている。

【議長】

住民の理解を得るということは非常に大切である。

【委員】

産業廃棄物の最終処分場を設置する際には、地域住民と環境保全協定というものを結ぶ県もあると聞いているが、福島県（いわき市）もそのような規定があるのか。

【事務局】

福島県では協定を結ぶことを義務化してはいないが、許可取得後、地元自治体と協定を結ぶよう指導はしている。

今回の事業の許可権者はいわき市となるが、いわき市においても同様の指導を行っている。

【議長】

意見が出尽くしたようだが、2の(4)の「動植物について」をよりよい表現とすることとし、その他については、事務局が作成した「知事意見に盛り込む内容(案)」のとおりを、審査会の意見として知事に答申することとして良いか。

【各委員】

良い。

(2) 今後のスケジュール

事務局から、資料4により今後のスケジュール（事業者に対する知事意見の通知期限は、平成23年3月21日）を説明。